

大阪府における福祉有償運送 の取組み

平成19年11月

大阪府健康福祉部健康福祉総務課

制度の概要 ～福祉有償運送とは～

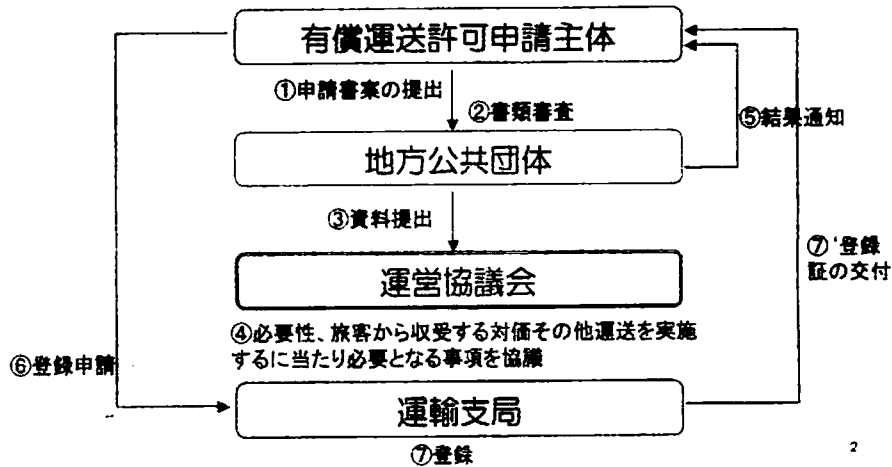
- タクシー等の公共交通機関によっては要介護者・身体障害者等に対する十分な輸送サービスが提供されない場合において、NP〇等の非営利法人が、自家用自動車により、実費の範囲内で行うドア・ツー・ドアの個別輸送サービス
- 従来は、国土交通省自動車交通局長通達による旧法第80条の例外措置として実施

(有償運送の禁止及び貨物の制限)

第八十条 自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。ただし、災害のため緊急を要するとき、又は公共の福祉を確保するためやむを得ない場合であつて国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

- 昨年10月の法改正により、「自家用有償旅客運送」として規定され、法79条の登録を受けることにより実施

【 制度の概要
～許可手続き～ 】



【 制度の概要
～主な運送条件～ 】

- 運送主体
 - NPO法人、社会福祉法人、医療法人、公益法人、生協 等
- 運送の対象
 - 他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、単独でタクシーその他公共交通機関を利用することが困難な者であって会員名簿に記載されている以下の者
 - ・要介護者及び要支援者
 - ・身体障害者
 - ・その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、その他の障害を有する者 等
- 使用車両
 - 乗車定員11人未満の法人等が所有する自家用自動車(運転ボランティアの持込も可)
 - 寝台車、車いす車、回転シート車等の福祉車両だけでなく、セダン車も使用可
 - ※車体側面に「有償運送車両」の表示が必要
- 運転者
 - ・普通第2種免許所持者
 - ・普通第1種免許を有し効力が過去2年間停止されておらず、国土交通大臣が認定する講習を修了した者
 - ※大阪府内においては、上記のいずれの場合も「適性診断」を義務付け(枚方市は2種所持者除く)
- 收受する対価
 - ・運送の対価:当該地域におけるタクシーの上限運賃の概ね2分の1の範囲内
 - ・運送以外の対価:運送サービスと連続・一体として提供される役務の利用等に対するもの

【運営協議会】

- 設置目的
 - ・運送の必要性、旅客から収受する対価その他実施するに当たり必要となる事項を協議
 - ・福祉有償運送が地域住民の生活に必要な旅客運送を確保し、もって地域福祉の向上に寄与するよう運送者に必要な指導・助言を行うよう努める
- 主宰者
 - 原則として一の市町村
 - ※地域の経済圏・交通圏の事情により複数市町村又は都道府県単位で設置も可
- 構成員
 - ・運営協議会を主宰する市町村長
 - ・タクシー事業者及びその組織する団体
 - ・住民又は旅客
 - ・運輸局長
 - ・タクシー運転者が組織する団体
 - ・現に福祉有償運送を行っているNPO等
 - ・その他、学識経験者 等

4

【運営協議会】

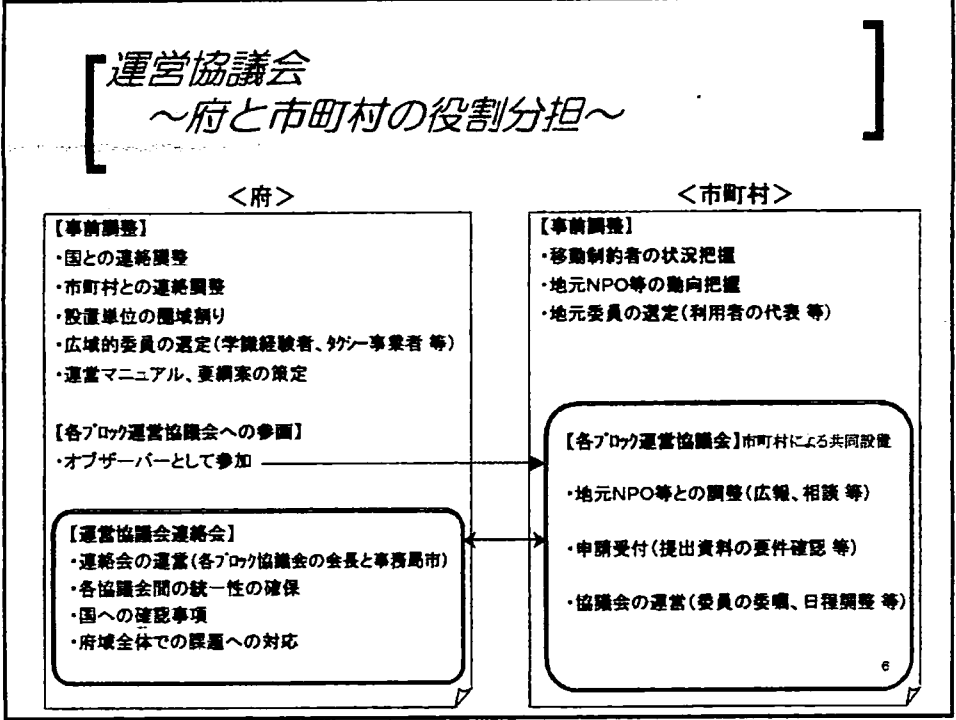
～大阪府内の設置状況～

ブロック名	構成市町村（輪番順）
大阪市	大阪市
北摂	池田市、摂津市、 箕面市 、高槻市、豊中市、吹田市、茨木市、島本町、豊能町、能勢町（10市町）
河北	大東市、門真市、 四條畷市 、交野市、守口市、寝屋川市（6市）
中部	八尾市、柏原市、 東大阪市 、大阪狭山市、富田林市、河内長野市、羽曳野市、藤井寺市、松原市、太子町、河南町、千早赤阪村（12市町村）
泉州	高石市、阪南市、 流石 、泉南市、泉大津市、泉佐野市、和泉市、貝塚市、岸和田市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町（13市町）
枚方市	枚方市（H15より特区で単独設置）

- ※ 17年度より、毎年輪番で事務局を担当
- ※ 19年度の事務局は下線の市町村が担当

5

【運営協議会
～府と市町村の役割分担～】



【運営協議会
～申請状況～】

■ 府内各ブロック運営協議会申請件数(平成19年4月受付分まで)

	NPO法人	社福法人	医療法人	生協	その他	計
大阪市	20	4	2	1		27
北摂	18	15	2		1	36
河北	11	4	1	1		17
中部	10	9	1			20
泉州	28	22	3	1		54
枚方市	12	10				20
合計	99	64	9	3	1	176

【運営協議会】

～大阪府独自のルール～

- 運転者要件
 - ・法令で規定された要件に加え、これまで実施してきた「適性診断」の受診についても、引き続き要件とした。
- 登録後の変更事項
 - 運営協議会の協議事項と追加変更の取扱いの整合性を図るため、
 - ・收受する対価の変更
 - ・運転者の追加
 - については、協議会の協議事項(持ち回りでも可)とした。
- 更新時の説明事項
 - ・「輸送実績報告書」をもとに、取組状況、課題等をお伺いしている。
- セダン車両の取扱い
 - ・基本的に認める:枚方市、北摂ブロック
 - ・条件付で認める:中部ブロック、泉州ブロック
 - ・当面、受け付けない:大阪市ブロック、河北ブロック

【最近の動き】

～運転者講習～

- 平成19年9月末現在、国土交通大臣認定団体は、73事業者(大阪府内は5事業者)
- 平成19年5月、認定に係る通達の一部改正
 - ・「福祉有償運送運転者代替講習」の創設
 - ・セダン講習免除者の範囲の拡大
- 「ぶらさがり」のヘルパー等も講習受講が必要
- 平成19年9月、運転者要件の経過措置の延長
 - ⇒受講できない正当な理由がある場合のみ、宣誓書を添付して申請可能

【 今後のあり方 】

～真に必要な者・家族等への
福祉有償運送の広まりに向けて～

- 外出機会の増加、移動手段選択の多様化
- 生きがいづくり、自立生活への支援
- 適正な有償運送の推進
- 身近な地域でのつながりづくり

【大阪府福祉有償運送ホームページ】

<http://www.pref.osaka.jp/fukushiseisaku/yuso/> ¹⁰

大阪府内福祉有償運送 申請状況（平成19年4月受付分まで）

1. 申請件数

	NPO法人	社福法人	医療法人	生協	その他	計
大阪市	20	4	2	1		27
北 摂	18	15	2		1	36
河 北	11	4	1	1		17
中 部	10	9	1			20
泉 州	28	22	3	1		54
枚方市	12	10				22
計	99	64	9	3	1	176

2. 車両数

	福祉自動車	軽福祉自動車	回転シート等	軽車両	セダン	計
大阪市	18	10	6	10		44
北 摂	44	28	19	2	2	95
河 北	13	22	32	7		74
中 部	8	11	7	6		32
泉 州	21	48	40	23	6	138
枚方市	32	12	32	28	?	104
計	136	131	136	76	8	487

3. 登録会員数、運転者数、運賃形態

	登録会員数	運転者数			運賃形態		
		二種免許	一種免許	計	距離	時間	併用
大阪市	482	18	66	84	8	16	3
北 摂	2,168	36	164	200	8	19	6
河 北	1,535	40	147	187	11	4	2
中 部	1,040	15	92	107	12	5	2
泉 州	2,285	46	374	420	21	17	17
枚方市	2,157	21	171	192	0	15	7
計	9,667	176	1,021	1,197	60	76	37

※複数ブロックへの申請があるため、重複を含む